

働き方改革関連法に関する説明会のご案内



青森労働局 むつ労働基準監督署

日頃より労働基準行政の運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(以下「働き方改革関連法」)が、施行されております。

本改正により、制定された「罰則規定のある時間外労働の上限規制」は、中小企業に対しても、すでに適用されており、その対応が急務となっております。

この度、労働基準監督署では、働き方改革関連法の趣旨・内容の周知及び新たな労働時間制度に関する理解の促進を図るべく説明会を開催いたします。

時節柄お忙しい折と存じますが、ご参加頂きますようお願い申し上げます。

説明会の日程や各労働局等の個別情報は、裏面に詳細がありますので、ご参照ください。

なお、本説明会の運営は、受託会社である大原出版株式会社が行います。ご不明な点等がございましたら、裏面の「ご質問・お問合せ先」あてにご連絡ください。

【申込方法】

(1)インターネット

HP アドレス <https://event.event-planner.net/#/g2gjbtvz>

(2)FAX

03-5577-4735

裏面申込書に必要事項を記載し、ご送信ください。

(3)E-mail

hatarakikata@mail.o-hara.ac.jp 裏面申込書に必要事項を記載し、ご送信ください。

※お客さまからお預かりした個人情報は、当社からのご連絡や業務のご案内及びご質問に対する回答の際に限り、利用させていただきます。

＜働き方改革関連法に関する説明会申込書＞

FAX 送信先:03-5577-4735 E-mail : hatarakikata@mail.o-hara.ac.jp

申込 ID	AOM1205	会社名	
申込者名		申込人数	1名・2名 (1事業場あたり2名まで)
電話番号		FAX	
E-mail			

(日程)

12月3日(金) 14:00～16:30

下北文化会館 展示ホール <むつ市金谷一丁目10-1>

※駐車場 180台

【説明会内容】

1. 働き方改革の全体像について
2. 時間外労働の上限規制について
3. 36協定の締結に当たって注意すべきポイントについて
4. 年次有給休暇の取得義務化について
5. 産業医・産業保健機能の強化について
6. 働き方改革の推進に向けた支援について

説明者 むつ署 監督・安衛課長 深川 航 (予定)

当日の受付は開始時間の30分前より行います。

原則、会場が定員に達した場合を除き、申込に対する返信等のご連絡はさせていただいておりませんので、ご了承ください。なお、本説明会不参加により、何らの不利益を伴うものではないです。

また、新型コロナウイルス感染防止対策として、ご来場の方はマスクの着用、会場入り口での検温等にご協力をお願いいたします。なお、当日体調が悪い方、体温が37.5度以上の方は参加をご遠慮いただきます。

なお、施設の利用上、出席された方の氏名及び連絡先をご記入いただく場合がありますので、予めご承知おきください。

【ご質問・お問合せ先】

大原出版株式会社

働き方改革関連法説明会事務局

電話: 03-5577-4710 (平日 10:00～17:00)

E-mail: hatarakikata@mail.o-hara.ac.jp